国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
(防止・対策委員会の組織) 第７条　防止・対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)　理事(教育担当) (2)　理事(総務・財務担当) (3)　農学研究院長 (4)　工学研究院長 (5)　グローバルイノベーション研究院長 (6)　工学府長 (7)　農学府長 (8)　生物システム応用科学府長 (9)　連合農学研究科長 (10)　その他学長が必要と認める者 ２　(略) ３　(略)	(防止・対策委員会の組織) 第７条　防止・対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)　理事(渉外担当) (2)～(10)　(略) ２　(略) ３　(略)	

附　則（令和元年５月20日規程第４号）

この規程は、令和元年５月20日から施行し、令和元年５月１日から適用する。